

大好きな瑞浪をみんなで創っていくために

—まちづくり基本条例(7月1日施行)が制定されました—

今号から4回にわたり、まちづくり基本条例の概要について、皆さんにお伝えします。
初回は、条例の基本的な考え方や必要性について解説します。

なぜ「まちづくり基本条例」が必要なの？

少子高齢化、人口減少の社会では、支え合いや絆がますます重要になります。瑞浪のまちづくりは、行政(市)が進めるのではなく、多くの市民や団体などが、ともに考え、ともに創りあげていくものです。まちづくりを進める上で、みんなが力を合わせ、知恵を出し、汗を流すことを「協働」といいます。「協働」を進めるためには、市民や団体、議会そして行政(市)の役割と責任を明らかにしたルールが必要となります。

市民参加で作った条例です

このような条例を作るためには、市民の皆さんの思いが重要です。

まずはじめに、平成25年度に「まちづくり条例準備委員会」を設置し、連合自治会、まちづくり推進組織、各種市民団体などから推薦された市民と市職員によるワークショップで、条例の基本的な考え方となる「提言書」をまとめていただきました。

平成26年度には、市民、関係団体の代表、学識経験者などからなる「まちづくり条例審議会」を立ち上げ、準備委員会でまとめた「提言書」を基に検討を重ね、条例案を策定しました。

こうして、みんなの手で作った条例案を平成27年3月市議会に上程し、可決承認されました。



▲まちづくり条例ワークショップ

瑞浪市の将来はどうあるべき？

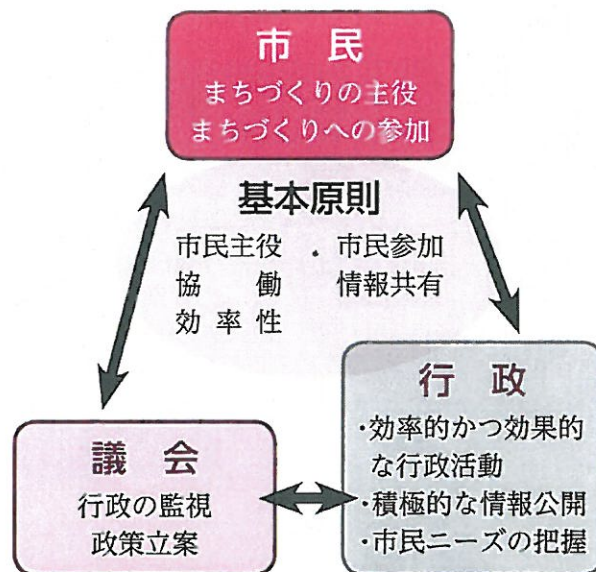
みんなの思いは、条例の前文で述べられており、これからの瑞浪市のまちづくりの方向性を示しています。

前文

- すべての市民にとって快適で住みよい地域社会の実現
- 子どもや若者の参加で市民みんなが誇りを持ち、幸せを実感できるまちづくりを推進
- 市民が主体となって、市民、議会および行政の協働を推進

みんなの役割はなに？

みんなのまちづくりは、みんなの力で。
各地域のお祭りや行事に参加することなど、できることから始めてみましょう。



■次回はまちづくりの基本原則について解説します。
まちづくり基本条例の詳細は、市のホームページでもご覧いただけます。

◎問合せ 市民協働課 ☎68-9756

大好きな瑞浪をみんなで創っていくために

—まちづくり基本条例(7月1日施行)が制定されました—

連載2回目は、まちづくりの基本原則について解説します。



条例は5つの基本原則から成り立ちます

①市民主役

②市民参加

③協働

④情報共有

⑤効率性



①まちづくりの主役は市民の皆さんです

大好きな瑞浪をみんなで作っていくには、市民一人一人が主役であることを自覚し、行動することが必要です。市民の皆さん全てが、まちづくりの担い手です。

②みんなで参加しましょう

子どもからお年寄りまで、瑞浪を愛し、このまちをよく知っている皆さんの参加が、より良いまちづくりにつながります。

③誰とだれが協働するの？

市民、議会、行政または市民同士がお互いの立場を尊重し、連携・協力してまちづくりを進めます。単独ではできないことも、みんなで力を合わせることで、より大きなことができるようになります。また、「協働」には、「私は、私でできることをやりますよ」ということも含まれます。それぞれの立場で、まちづくりに取り組むことが「協働」なのです。

④情報をみんなで共有します

協働を進めるためには、それぞれが役割をしっかり理解して取り組む必要があります。そのためには、一人一人が何をしたらよいか考えるための情報が必要となります。

こうしたことから、市民は、市政に参加する権利とともに、市政やまちづくりに関する情報を知る権利が保障されています。

⑤効率性が求められます

行政(市)は、効率的・効果的に事業を行うように努めます。また、限られた財源や人材を有効に活用することは、まちづくりに携わる全ての人や団体にとっても必要なことです。

■次回は「みんなで創るまちづくりのルール」について解説します。

まちづくり基本条例の詳細は市ホームページでもご覧いただけます。

◎問合せ 市民協働課 ☎68-9756

「市民まちづくり会議」の委員を募集します

この条例の運用を見守り、まちづくりについて提案するのが「市民まちづくり会議」です。大学の先生などの有識者だけでなく、市民の皆さんの参加を得て、今年度は2回ほど会議を開催する予定です。ぜひ、ご応募ください。

◆募集人数 2名程度

◆応募資格 市内に在住または在勤の方

◆報酬 会議1回出席あたり5,000円

◆応募方法 応募用紙に住所、氏名などの必要事項を記載し、「まちづくり」についてのあなたの思いを400字程度にまとめて、6月22日(月)までに市民協働課に提出してください。



大好きな瑞浪をみんなで創っていくために

—まちづくり基本条例(7月1日施行)が制定されました—

市では、これまでも「協働」のまちづくりを進めてきました。
連載3回目は、条例により明文化したまちづくりのルールについて
解説します。



協働のルール



協働とは…市民同士又は市民、議会及び行政が対等な立場で共通の目的に向かい、連携し協力することをいいます。(第2条)

市民は、互いの活動を尊重し、協働してまちづくりを進めます。(第6条第1項)

住みよいまちづくりを行うためには、市民、議会、行政の協働が求められています。

また、条例の中には、まちづくり推進組織や自治会からの意見や提案を市政に反映させたり、行政から各種団体への支援など、協働のさまざまな手法についても規定されています。

次に説明する「参加」も協働の手法の一つです。



参加のルール

市民は、まちづくりの担い手として、市政に参加することができます。(第5条第1項)

皆さんにとって重要な計画や施策について、検討の段階から参加していただいたり、市民アンケートや地域懇談会などにより意見をいただきます。

「参加」とは、皆さんが、事業に参加していただくだけでなく、まちづくりについて意見を出していただくことも含まれます。

また、条例の運用状況を検証するために、「市民まちづくり会議」を設置しますが、この会議も皆さんの参加で進めていきます。

情報共有のルール

市民は、まちづくりについての情報を知る権利を有し、情報の公開を求めることができます。(第5条第2項)

まちづくりに関する情報を得られる権利が、皆さんに保障されています。

ここに書かれているのは、市民の皆さんは、行政だけでなく、議会や他のまちづくり団体からもまちづくりの情報を知ることができるということです。

また、まちづくりについての情報を最も多く保有する行政は、市民の皆さんが必要な情報を広報みずなみや市ホームページなどで積極的に公開していきます。

■次回はまちづくりを担う「主人公」について解説します。

まちづくり基本条例の詳細はホームページでもご覧いただけます。

「市民まちづくり会議」の委員を募集しています



- ◆募集人数 2名程度
- ◆応募資格 市内に在住または在勤の方
- ◆報酬 会議1回出席あたり5,000円
- ◆応募方法 応募用紙に「協働のまちづくり」についてのあなたの思いを400字程度にまとめて、6月22日(月)までに提出してください。

◎問合せ 市民協働課 ☎68-9756

大好きな瑞浪をみんなで創っていくために

—まちづくり基本条例(7月1日施行)が制定されました—

最終回は、みんなで創るまちづくりの「主人公」について解説します。

まちづくりの主人公は、誰でしょう。それは、あなたです。

市民であるあなた。自治会に参加するあなた。まちづくりに参加するあなた。子どものあなた。若者のあなたなど、「あなたが主人公」です。

市民一人ひとりが瑞浪市民であることに誇りを持ち、主人公として輝くまちづくりを進めていきませんか。

市民

市民は、それぞれの立場でまちづくりに関わる主人公です。事業者も団体も、まちづくりへの関わりがあることから、市民としてとらえています。まちづくりでは、地域のことを最もよく知る市民自らが、自分たちでできることは自分たちで行います。

こんなことも「まちづくり」

- ・選挙への参加
- ・通学路見守り
- ・企業の地元貢献



自治会

自治会は、地域福祉、防災、防犯など市民の皆さんの生活に最も密着した自治の主体です。自治会の活動は、住みよい地域を創るために必要なものなので、地域に住む人は、自治会へ加入します。

こんなことも「まちづくり」

- ・ごみの分別
- ・町内会活動に参加
- ・地区の防災訓練への参加



まちづくり推進組織

まちづくり推進組織は、自治会単位では解決できない、地域の広範囲に及ぶ課題や長期的な課題に取り組んでいます。旧小学校区ごとに組織されており、「夢づくり地域交付金」の活用などによって、地域の課題解消や活性化を図っています。

こんなことも「まちづくり」

- ・町の文化振興事業への参加
- ・町の史跡や景観維持活動への参加
- ・地域交流イベントへの参加



市民活動団体

ボランティアなどの公益的な活動を行う市民活動団体があります。市民の皆さんは、それぞれの意思や価値観で市民同士のつながりを作りながら活動します。行政もそうしたつながりを支援していきます。

こんなことも「まちづくり」

- ・障がい者へのレクリエーション
- ・子育てサークル活動
- ・清掃、奉仕活動



子ども・若者

子どもや若者も地域社会の一員です。地域力を将来につなぐため、子どもや若者のまちづくりへの参加を進めています。

こんなことも「まちづくり」

- ・子ども会行事への参加
- ・「若者チャレンジ研究室」への参加
(研究室の委員を募集中です。詳しくは市ホームページをご覧ください)
- ・多くの仲間づくり



■まちづくり基本条例の詳細は、市ホームページでご覧いただけます。◎問合せ 市民協働課 ☎68-9756